

白岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)～(3) 略	略	(1)～(3) 略	略
(4) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	1件につき 120,000円	(4) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	1件につき 120,000円
(5)～(9) 略	略	(5)～(9) 略	略
(10) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請	1件につき 120,000円	(10) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請	1件につき 120,000円
(11)～(14) 略	略	(11)～(14) 略	略
(15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請（	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しがあるもの ⑦ 一戸建ての住宅 a 略	(15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しがあるもの ⑦ 一戸建ての住宅 a 略

次号に規定する審査を除く。
。)

b 増築又は改築の場合
合は、1件につき

13,000円

c 建築を伴わない場合
合は、1件につき

13,000円

(4) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）であつて、床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のもの

a 略

b 増築又は改築の場合
合は、1件につき

25,000円

c 建築を伴わない場合
合は、1件につき

25,000円

イ ア以外のもの

(7) 一戸建ての住宅

a 略

b 増築又は改築の場合
合は、1件につき

85,000円

c 建築を伴わない場合
合は、1件につき

85,000円

(8) 共同住宅等であつて、床面積の合計が500平方メートル以内のもの

a 略

b 増築又は改築の場合

b 増築又は改築の場合
合は、1件につき

13,000円

(4) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）であつて、床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のもの

a 略

b 増築又は改築の場合
合は、1件につき

25,000円

イ ア以外のもの

(7) 一戸建ての住宅

a 略

b 増築又は改築の場合
合は、1件につき

85,000円

(8) 共同住宅等であつて、床面積の合計が500平方メートル以内のもの

a 略

b 増築又は改築の場合

	<p>合は、1件につき 194,000円</p> <p>c 建築を伴わない場 合は、1件につき 194,000円</p>
(48) 略	略
(49) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき 第47号ア(イ)及び(ロ)並びにイ(イ)及び(ロ)に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(50)～(51) 略	略
(51) 住民票の写し（除票の写しを含む。）及び戸籍の附票の写し（除票の写しを含む。）の交付	1件につき200円（白岡市印鑑条例（平成2年白岡町条例第10号）第13条第3項第3号に規定する多機能端末機による交付にあつては150円）
(52) 略	略
(53) 印鑑登録証明書書の交付	1件につき200円（白岡市印鑑条例第13条第3項第3号に規定する多機能端末機による交付にあつては150円）
(54)～(57) 略	略

備考

1～7 略

	<p>合は、1件につき 194,000円</p>
(48) 略	略
(49) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	1件につき 第47号ア(イ)及び(ロ)並びにイ(イ)及び(ロ)に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額
(50)～(51) 略	略
(51) 住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付	1件につき200円
(52) 略	略
(53) 印鑑登録証明書書の交付	1件につき200円
(54)～(57) 略	略

備考

1～7 略

